

神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 インクルーシブ教育の進展を踏まえた中で、今後の特例支援教育のあり方について、専門技術的な視点から現状と課題を整理するとともに、県における特例支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的とし、神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項を取り扱う。

(1) 神奈川県の特例支援教育の現状把握と課題の整理に関すること

(2) 神奈川県今後の特例支援教育の方向性に関すること

ア 特例支援学校の整備のあり方について

イ 医療的ケアのあり方について

ウ 特例支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について

(3) その他、必要とされること

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、平成32年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 検討会は、特例支援教育に関する学識経験を有する者等から選定した16名とし、別表に掲げる者により構成する。

2 構成員（以下「委員」という。）の選任期間は、会議設置の日から平成32年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 検討会に、会長及び副会長を置く。

4 検討会の会長及び副会長は、委員の互選による。

5 会長は会議の議長を務め、検討会を代表し、会務を総括する。

- 6 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、または事故があったとき、その職務を代行する。
- 7 検討会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 任期の最初の会議は、第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 検討会には、作業部会を置く。
- 4 作業部会は、別表に掲げる者により構成する。ただし、検討内容に応じて、必要な者のみを構成員とすることができる。また、必要と認めるときは、構成員以外の者を作業部会に加えることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、教育局支援部特別支援教育課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

別表

検討会

(1) 学識経験者
(2) 医療関係者
(3) 福祉関係者
(4) PTA 関係者
(5) 学校関係者
(6) 行政関係者

作業部会

(1) 学識経験者
(2) 医療関係者
(3) 学校関係者
(4) 行政関係者